

氏名（本籍）	樋口達郎
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	博甲第 7194 号
学位授与年月日	平成 27 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	国学に於ける自国意識の研究—自国語意識との関連で—

主査	筑波大学教授	文学博士	伊藤益
副査	筑波大学教授	博士（文学）	井川義次
副査	筑波大学教授	博士（文学）	桑原直己
副査	筑波大学准教授	博士（文学）	五十嵐沙千子

論文の要旨

本論文は、国学の自国意識を自国語意識との関連で、体系的に明らかにすることを試みたものである。本論文は、次のように構成されている。序章「本研究の意義とその方向性」、第一章「儒学から国学へ」、第二章「道と歌—「古へ」へのまなざし—」、第三章「継承と超克」、第四章「歌の本体—宣長の歌解釈—」、第五章「自国語をめぐる意識の展開」、第六章「手段としての論争」、終章「国学における自国意識」。

序章では、自国語意識との関連で国学の自国意識を探ることで、これまで明らかにされてこなかった国学の特徴が浮き彫りになる可能性に論及する。第一章では、国学という思想潮流が誕生するその契機が何処にあったのかを確認するとともに、儒学と国学とのあいだに自国意識をめぐる継承的連関が存していることを指摘する。本論文によれば、自国へと回帰する傾向は、「華夷秩序」の問題を嚆矢として、国学に先駆けて、すでに儒学において準備されていた、という。そうした傾向は、徂徠学の興隆によっていったんは頓挫せしめられることになったが、国学はその徂徠学を攻撃の対象とすることで、鮮明に自国意識を打ち出したと、本論文は言う。第二章では、賀茂真淵の自国語意識の内実について、「道」や「歌」に関わる言説を手がかりとしながら考察し、真淵のとらえる自国が二分されてしまっていることを闡明する。すなわち、真淵国学において定立されたかに見えた「自国」は、その立役者である真淵が自国を「古へ」と「今」とに截然と区別したことによって、「古へ」という限定的な範囲に限局されてしまうことになる。また、真淵思想の抱える今一つの重要な問題点としては、『老子』思想への接近が挙げられる。この点について論じたのが第三章である。「古へ」の自国を理想視した真淵は、『老子』の内容に自説との近似性を認め、これを自説の傍証として採用している。だが、外来思想の弊害を説くことで自己を定立せしめようとする彼の思想にとって、この方策は致命的なものである。果たして、国学はこの『老子』との関係性を指摘され、儒者たちからの攻撃を受けることになった。攻撃の矛先は、真淵の弟子である本居宣長に対しても投げかけられた。そこで、宣長は、自身の著作の中で再三にわたって老荘思想と国学思想との乖離を主張することになる。それは、一面において師説を否定することを意味していた。すなわち、真淵によって定立された国学を引き継ぎ、それを大成させた宣長の国学思想は、師説の継承という側面とともに、それを否定的に超克するという一面も有していたのである。

第四章は、宣長が和歌をどのようにとらえていたかを、『排蘆小舟』の内容を中心として考察するものであ

る。ここでの考察は、宣長の国学思想の源流を探るものであるとともに、師説の超克をなしえたその背景としての、真淵と宣長とのあいだの歌をめぐる認識の相違を鮮明にするものでもある。本論文によれば、宣長が師説から脱して新たに『古事記』を基盤とした古道説を唱導するに至った背景として無視できないのが、自国語に対する認識である。本論文は、第五章において、契沖、真淵、宣長の三者における、自国語をめぐる意識の展開を追い、自国意識の発揚と自国語意識の発揚との関係を際立たせる。契沖が言語そのものの意義を強調するにとどまったのに対して、真淵や宣長は、自国語の他国語に対する優越性を強調し、それによって、自国の対外的優越性を確認しようとした。第六章において、本論文は、宣長国学が最終的に至りついた姿を究明する。周知のように、宣長国学は、機会主義や不可知論をうちに抱え込んでいる。本論文によれば、それは、宣長が、真淵国学に言う「おのづから」なる事物の在り方さえも、究極的には「さかしら」にすぎぬとして否定したためであった。すなわち、事物が自然に成りゆく「おのづから」の道さえも拒絶する宣長は、一切の合理性や法則性を排除し、非合理を非合理のまま受け止めるという境地に達した。彼は、「理」を排し、非合理を神の所為として是認する。そのような宣長にとって、事物を然らしめる根拠は、説明する手立てもなければ、説明する必要もないものであった。本論文は、ここに宣長の機会主義や不可知論が定立する理由がある、と主張する。終章は、本論文のこれまでの内容を概括的に説明し直すとともに、本論全体の筋道を確認しつつ、今後の展望を述べるものである。

審査の要旨

1 批評

国学が自国語の他国語に対する優越性の意識に基づいて自国の特性を強調するものであったこと、それ自体は、つとに広く知られるところとなっており、論文の主題としてけっして目新しいものではない。しかし、国学の自国語意識が具体的にどのようなものであり、それがいかなる形で自国意識の宣揚に結びついていったのかという問題は、実は、日本思想研究において、ほとんど問われていない斬新な問題である。本論文はこの斬新な問題に正面から取り組み、国学の自国語意識の全貌を細部にわたって解明し、かつはそれが自国宣揚の意識とつながってゆく経緯を解き明かした。その点において、本論文は、きわめて学術的価値の高いものと認められる。論旨は明快であり、一文一文にこめられた主張にもまったく晦渋な側面は見いだされえない。

敢えて難点を指摘するならば、賀茂真淵の『老子』受容に関して、真淵の時代の『老子』研究の実態を際立たせることができなかつた点を挙げることができよう。しかし、この難点は、論文全体の趣旨に瑕疵をもたらすものではない。自国語意識と自国意識の連関は、すでに万葉の時代から、柿本人麻呂や山上憶良によって強調されているが、本論文は、この点への目配りも欠かしていない。単に国学思想という一思想潮流の研究の範囲を超えて、日本思想史の研究という視点から見ても、本論文は、きわめて高い水準にあると認められる。そして、宣長国学と平田派国学とのあいだの相違を露わにし、従来宣長国学に内在するとされていた危険なイデオロギーとしての性格を払拭してゆきたいという本論文の展望は、今後筆者によって、これまではなかつたまったく新たな国学研究が打ち立てられる可能性を示唆している。

2 最終試験

平成 27 年 1 月 15 日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。